

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年滋賀県条例第 7 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 感染症防疫等作業手当について、家畜伝染病（人事委員会規則で定めるものに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業に係る手当の額を従事した日 1 日につき 380 円（人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合は、760 円）に引き上げることとします。（第 18 条関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、ウについては、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ (1)については、令和 5 年 1 月 19 日から適用することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条から第7条まで 省略 (社会福祉業務手当)	第1条から第7条まで 省略 (社会福祉業務手当)
第8条 社会福祉業務手当は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関で、人事委員会規則で定めるものに勤務する次に掲げる職員に対して支給する。 (1)および(2) 省略 (3) <u>判定員</u> で心理学的判定等の業務に従事したもの (4)および(5) 省略	第8条 社会福祉業務手当は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関で、人事委員会規則で定めるものに勤務する次に掲げる職員に対して支給する。 (1)および(2) 省略 (3) <u>心理判定員</u> で心理学的判定等の業務に従事したもの (4)および(5) 省略
2 省略	2 省略
第8条の2から第17条まで 省略 (感染症防疫等作業手当)	第8条の2から第17条まで 省略 (感染症防疫等作業手当)
第18条 感染症防疫等作業手当は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）または家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれのある場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。ただし、第11条に規定する手当を月額により受ける職員については、この	第18条 感染症防疫等作業手当は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）または家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれのある場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。ただし、第11条に規定する手当を月額により受ける職員については、この

手当は支給しない。

- (1) 感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護作業
- (2) 感染症または家畜伝染病の病原体に汚染されたものまたは汚染された疑いのあるものの処理作業

(新設)

- (3) 家畜伝染病にかかつている家畜またはかかつている疑いのある家畜に対する防疫作業

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき340円とする。

(新設)

(新設)

第19条以下 省略

手当は支給しない。

- (1) 感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護作業
- (2) 感染症または家畜伝染病の病原体に汚染されたものまたは汚染された疑いのあるものの処理作業 (次号に掲げる作業を除く。)

- (3) 家畜伝染病（人事委員会規則で定めるものに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業

- (4) 家畜伝染病にかかつている家畜またはかかつている疑いのある家畜に対する防疫作業 (前号に掲げる作業を除く。)

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる作業 340円
- (2) 前項第3号に掲げる作業 380円 （人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合は、760円）

第19条以下 省略